主 文 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

本件控訴の趣意は、弁護人池田雄亮提出の控訴趣意書および控訴趣意補充書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

一 控訴趣意に対する判断

右控訴趣意第一点(事実誤認)について

(1) 所論は、まず本件普通貨物自動車(トヨペット「マスターライン」ライトバン)は、商品としての中古車ではなく、株式会社「A」B出張所のいわゆる、「店用車」に準ずるものとして同社経理課において管理していたものである。、原判示仕業点検義務を負うのは被告人ではなく、道路運送車両法第四七条所同条に「自動車を運行する者」に該当すると考えられる同課主任Cであり、また、これば、仕業点検は「一日一回その運行の開始前において」なすべきものとされるところ、本件車両は、本件事故の前夜右Cが自宅までこれを運転して帰りによるところ、本件車両は、本件事故の前夜右Cが自宅までこれを運転して帰りによるところ、本件車両は、本件事故の前後、被告人が乗車する前に同時であるところ、本件車両は、本件事故の前をであるとであり、かつ、同人らの運転中その制動装置に何らの異常を認めなってあるとことに鑑み、既にその仕業点検は同人らの運転行為自体によって事実上行なわれたものと認めるのが相当であると主張する。

しかし、本件で問題とされるのは、自動車運転者の運転開始に際しての業務上の注意義務であつて、道路運送車両法第四七条所定の自動車を運行する者の仕業点検義務そのものではない(本件公訴事実および原判示罪となるべき事実において「仕業点検」と言う用語を用いているのは、すべて本文の趣旨に解すべきである。)。従つて道路運送車両法上の仕業点検義務を負う者が被告人以外にあり、その者によって同法上の仕業点検が行なわれたとしても、その一事を以て被告人が本件自動車の運転を開始するに際しての業務上の注意義務が解除されるいわれはなく、かかる事情の存在は被告人の右注意義務の内容を決定するに際して考慮すべき事項の一つに過ぎないと言うべきである。

(2) そこで、進んで本件の具体的事情の下において被告人に課せらるべき自動車運転者としての業務上の注意義務の内容につき検討することとする。

(3) 右のうち、(イ)のサイドブレーキの故障については、前掲回答書によれば、カムとロットタンバックルの篏合部に見られる油と埃の附着状況から見て、相当以前からピンが入つていなかつたものと推定されると言うのであり、従て、被告人において本件自動車の運転を開始するに当り、ブレーキレバーを引き、その利き具合を試すことにより容易にその異常を発見する可能性があつたものと考えてあるが、サイドブレーキの機能に鑑み、これに故障のあることを知り得たときれるが、サイドブレーキの機能に鑑み、これに故障のあることを知り得たときれるが、サイドブレーキの機能に鑑み、これに故障のあることを知り得たときれるが、サイドブレーキの機能における駐停車時のそれであり、走行中にあつては、主がしていからである。もとよりサイドブレーキであつても、発生の危険は殆ど考えられないからである。もとよりサイドブレーキであつても、

走行中における補助ブレーキとしての機能を有するのであつて、「走行中フットブレーキの異常を発見したとしても、咄嗟にサイドブレーキを引くことは、相当長期の運転経験を有する者でも不可能である。」としてかかる機能を全く否定する所論にはにわかに左袒し得ないものがあるが、さればと言つてサイドブレーキの故障を走行中の事故発生の予見と直結するのは相当でなく、かかる事由の存在は、フットブレーキ故障の際における走行中の事故発生の危険を増大させる一要素として、通常の場合に比しフットブレーキの点検を一層綿密に行なうべきことの根拠とすれば足りるものと考えられる。

- (5) そこで、運転開始時においてどのような点検方法を用いれば本件故障を 発見し得たかについて考えて見るのに、前掲回答書および写真、当審証人Fおよび 被告人の当公廷における各共述ならびに当審で取り調べた昭和四〇年八月三日付売 上伝票を綜合すれば、前記ブレーキパイプ取付ユニオン篏合部は以前にブレーキ系 統の修理かパイプ篏合部取付作業をした際の締付の不良から徐々にナットが緩んで いたものであり、従つて運転開始時においても既に締付け不良状態となつていたと 思われること、本件車両のコンテナーは車体前部エンジンルーム内にあり、半透明 のケースを使用してあるので、ボンネットを開ければ一見してコンテナー内のブレ -キォイルの液量を知ることができること、ブレーキォイルはオイル洩れのない場 ーキオイルの液量を知ることかできること、フレーディイルはカイル流れのない。 合一、ニヵ月位で補給すれば足りるものであるところ、本件車両については昭和四 〇年八月三日に補給されていること(本件事故は同月一四日)、等の諸事実が認め られるから、被告人において、運転開始に先き立ちボンネットを開けてコンテナー 内のブレーキオイルの液量およびこれを補給した日時を確かめれば、ブレーキオイ ルの減少の度合が異常であることから当然オイル洩れのあることに気付き、マスターシリンダーから各車輪のホイルシリンダーに至るブレーキパイプを隈なく点検す ることにより、左後輪の裏側に当る本件故障部位を発見することが尠くとも理論上 は可能であつたと考えられる。問題は、しかし、本件の具体的状況に照らし、被告 人にそこまでの点検義務を課することが果して相当と言い得るか否かに存するので、次にこの点につき考察を進めることとする(ちなみに、被告人が当時本件車両 のブレーキオイルの補給日時を知つていた証拠はないので、右点検を実施するとす れば、被告人としてはまず同社修理工場ないし経理課にその点を問い合せる必要があり、また、ブレーキパイプ全般に亘り点検するためには車体を持ち上げるか、車 体の下に潜つてこれを行なわねばならず、一・五回転程度のナットの締代を発見す ることには相当の困難を伴うことが看取できる。)

〈要旨〉(6) およそ自動車運転者としては、道路運送車両法所定の仕業点検義務を負うと否とにかかわらず、その運転〈/要旨〉開始に先き立ち、車体の内外を点検して交通の安全に支障を来たすような故障ないし不良個所の発見に努め、危険のないことを確認した上で運転を行ない、もつて車体の故障ないしは整備不良に基づく事故発生を未然に防止すべき業務上の注意義務を負うことは当然であるが(道路交通法第六二条参照)、その点検については、故障ないし不良個所の存在を予見させるような特段の事情(後記(7)参照。)のないかぎり、社会通念上通常これらの個所を発見するために必要と考えられる方法、程度によつてこれを行なえば足りると解するのが相当である。

そして、その方法、程度としては、道路運送車両法第四七条に基づき、「自動車

を運行する者」に対し「一日一回、その運行を開始する前において」要求される仕業点検についての技術上の基準が一応の参考となり、少くともこれを上廻る義務を課することは自動車運転者に対し、余りに多くを望むものと言わざるを得ない。試みに同法に基づく「自動車点検基準」(昭和二六年運輸省令第七〇号。但し、同三八年同省令第五三号による改正後のもの)を参照すれば、フットブレーキについては、「ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、かつ、ブレーキのききが十分であること。」がその点検の技術上の基準とされている(同令第一条および別表第一の2。

(7) 右に見たように、被告人としては、故障個所を発見するために通常必要と考えられる方法による点検は行なつたのであるが、本件故障の性質上、その方法によつてはこれを発見し得なかつた(ブレーキオイル洩れがあつても、コンテナー内のブレーキオイルが、ブレーキパイプに直接空気が混入する程度まで減少しないかぎり、ブレーキペダルに異常を感じない。)ものと認められるから、残された問題は、前使用者からの申し送りや車体の外部的点検等によつて、ブレーキオイル洩れのあることを容易に予見できるような特段の事情が存したか否かの点にある。

この点につき、前掲回答書には「油のもれている箇所からブレーキドラム、ホイ ルに伝つた油のよごれがあり、仕業点検を実施したならば容易に発見できることは 明らかである。」との記載があり、前掲写真によれば本件車両の左後輪のブレーキ ドラムの内外およびホイルに黒ずんだ油のような汚れが顕著に附着しているのを認 めることができ、原判決は右各証拠を引用した上本件車両は「ブレーキ油が車輪の外側まで流れ出ていて制動能力を失う寸前の状態」であつた旨判示している。しかし、当審証人Fの供述に当審で取り調べた前掲売上伝票ならびに押収にかかるオイ ルシールおよびブレーキオイル、ギヤーオイル各見本(昭和四一年押第七七号の二 ないし四)を綜合すれば、右油様の汚れは、後部車軸(リヤ・アクスル)のオーシング内に注入されているデフレンシャル・ギヤーオイルが、ホーシングと車輪との 間にあるオイルシール(リテーナー)がシャフトによつて磨耗したため、シャフト のスプライン(溝)を通つてブレーキドラムの内外に漏出し、ホイルに達した によって生じたものであり、附着した油の性状、ブレーキパイプ篏合部の位置から 見て、これが同所から漏出したブレーキオイルによって生ずることは全く有り得な いこと、右ギヤーオイルの漏出については昭和四〇年八月三日同社修理工場におい てオイルシールの交換が行なわれ、完全に修理されているが、ブレーキドラム等の 汚れはそのままになつていたこと(もつとも、これはブレーキの性能に影響を及ぼ さない。)が認められるから、原判決の右認定は明らかな誤認であり、被告人が車 体の外部を点検してホイルの汚れを発見したとしても、そのことから直ちにブレーキオイルの洩れていることを予見すべきであつたと言うことはできない(被告人自身、附着している油の性状、臭気からこれがギヤーオイルであることに気付く筈で あるし、仮にブレーキオイルではないかとの疑いを持つたとしても、修理工場に問 い合せることにより容易に本文のような説明を受けてその疑念を解消したものと認 められる。)

また、ボンネットを開けてエンジンルーム内のブレーキオイルのコンテナーの油量を点検することは、通常の仕業点検においては要求されていないが(前記自動車点検基準第二条および別表第三によれば、それは道路運送車両法第四八条第一項に

基づく六月ごとの定期点検基準に該当する。)、仮に被告人が運転開始に先立つてこれを行なつたとしても、その後の走行状況に照らし、当時コンテナー内のブレーキオイルが制動機能に支障を及ぼす程度に減少していたとは認められないし、また、ブレーキオイルを補給した日時を知らない被告人としては、その減少が揮発その他による通常の損耗か、オイル洩れによる異常な減少であるかを判別し得ない立場にあつたと認められるから、これによつて当然ブレーキオイル洩れを認識すべきであつたとすることはできず、他に本件車両の外観上あるいは前使用者からの申し送りにより、制動機能の異常を予見し得るような特段の事情のあつたことを認めるに足りる証拠はない。

よつて控訴趣意第二点(量刑不当)に対する判断はこれを省略し、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八〇条により原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書に従い直ちに左のとおり自判することとする。

ニ 自判の内容

本件公訟事実は、

と言うのであるが、前段説示のとおり、本件について結局犯罪の証明がないことに帰するから、刑事訴訟法第三三六条により被告人に対し無罪を言い渡すべきものとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 半谷恭一)